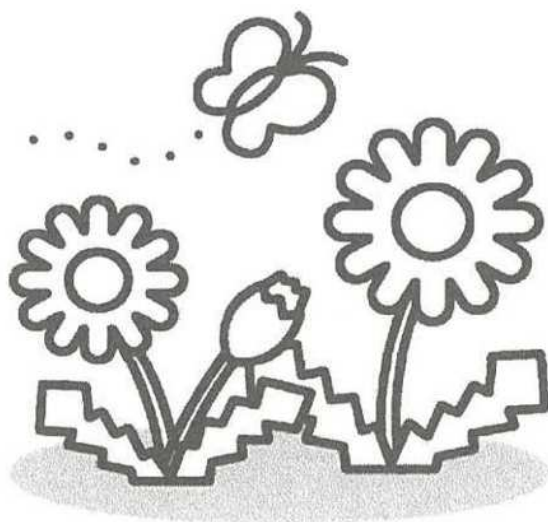


東黒部住民自治協議会 設立総会 要項



日 時 令和3年5月7日（金） 午後7時00分～
場 所 東黒部ふれあい会館

令和3年度 東黒部住民自治協議会設立総会 代議員名簿

令和3年度 東黒部住民自治協議会 設立総会 次第

1. 開会の辞

- 1) 連合自治会長あいさつ
- 2) 来賓あいさつ

2. 議 事

- | | |
|-------|---|
| 第1号議案 | 東黒部住民自治協議会 会則 <input type="text"/> の承認について |
| 第2号議案 | 東黒部住民自治協議会 役員 <input type="text"/> の承認について |
| 第3号議案 | 令和3年度 東黒部住民自治協議会 事業計画 <input type="text"/> について |
| 第4号議案 | 令和3年度 東黒部住民自治協議会 収支計画 <input type="text"/> について |

3. 閉会の辞

第1号議案 東黒部住民自治協議会 会則

第1章

(名称)

第1条 本会の名称は、東黒部住民自治協議会（以下「協議会」と称する。

(目的)

第2条 協議会は、東黒部地区における地域の住民等が身近な課題を自主的に解決し、地域の特性を活かして、自律的にまちづくりを行い持続的な協働の地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 協議会の区域は、東黒部町、柿木原町、土古路町、出間町、大垣内町、神守町、牛草町、蓮華寺町、乙部町、垣内田町とする。

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、松阪市垣内田町1-1 東黒部地区市民センターに置く。

(事業)

第5条 協議会は、第2条の目的達成するために、次の事業を行う。

- (1) 基本協定に関する業務
- (2) 防災、防犯、交通安全等に関する事業
- (3) 福祉、健康づくり等に関する事業
- (4) 環境美化、環境保全等に関する事業
- (5) 歴史、文化、伝統継承等に関する事業
- (6) 生涯学習など公民館活動に等に関する事業
- (7) 地区住民の交流又は連帯に関する事業
- (8) 地区の団体育成に関する事業
- (9) 地域計画の策定に関する事業
- (10) その他地域づくりに関する事業

(会員)

第6条 協議会は、東黒部地区に居住する住民及び東黒部地区で事業活動を展開する自治会、各種団体、事業所等を会員とする。

第7条 会員は、協議会の一員として、また運営に携わる委員として、協議会が行う事業等に積極的に参画するように努める。

(組織)

第8条 協議会は、第6条で定めた会員によって構成され、総会・役員会・部会等を以って構成する。

2) 協議会に事務局を置く。

3) 協議会に監査を置く。

第2章 役員

(役員の定数)

第9条 協議会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 4名
3. 書記 2名

- 4. 会計 1名(副会長より選出)
- 5. 監事 3名(組長会より選出)

(役員の選出)

第10条 役員は、総会に諮り決定する。

(役員の職務)

第11条 協議会の役員は、次の職務にあたる。

- (1)会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2)副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3)書記は、協議会の会務を記録する。
- (4)会計は、協議会の出納事務を処理し、会計事務に関する帳簿及び書類を管理する。
- (5)監事は、協議会の会計及び資産の状況を監査する。

(役員の任期)

第12条 協議会の役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、監事の任期は1年とする。

- 2)補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 総会

(総会の種別)

第13条 総会は、通常総会及び臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員から選出された役員と組長(以下「代議員」と称す)を以って構成する。

第15条 総会は、年1回開催する。

- 2)臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1)会長が必要と認めた場合
- (2)会員の3分の2以上の者から目的たる事項を示して請求があったとき

(総会の招集)

第16条 総会は会長が招集する。

- 2)会長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3)総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の10日前までに文書をもって通知しなければならない。

(総会の定足数)

第17条 総会は代議員の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は出席した代議員の中から選出する。

(総会の議決)

第19条 総会の議事は出席した代議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の書面議決)

第20条 会長はやむを得ない理由により総会を招集することができないと認めるときは、議決を要する事項について、あらかじめ代議員に通知し、代議員が書面により表決する方法によりこれを決することができる。

(総会の審議事項)

第21条 総会は次の事項を審議し決定をする。

- (1)事業計画、予算、決算の決定に関する事。
- (2)会則の改廃の決定に関する事。
- (3)地域計画の策定に関する事。
- (4)役員の決定に関する事。
- (5)その他必要と思われることに関する事。

(総会の公開)

第22条 通常総会及び臨時総会は公開を原則とする。

2)会員は通常総会及び臨時総会を傍聴することができる。その場合、傍聴者は総会における議決権は有しないが、意見等を発言することができる。

第4章 役員会

(役員会の構成)

第23条 役員会は、監事を除く役員を以て構成する。

(役員会の招集と議長)

第24条 役員会は、会長が招集する。

2)役員会の議長は会長がこれに当たる。

(役員会の審議事項)

- (1)総会に付議すべき事項。
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3)重要事項で、総会を開催できる期間のない緊急を要する事項。
- (4)その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

第5章 会計及び監査

第25条 本会の運営に必要な経費は、会費、委託料、寄付金、市交付金及びその他の収入を以て充てる。

2)本会の会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日に終わる。

3)会費の徴収方法は、毎年総会に於いて決定する。

4)会計は年度末日における会計収支の状況を示す書類を作成し、会計監査を受けた後、決算を総会に提出してその承認を得るものとする。

5)監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第6章 役員の報酬

(役員報酬等)

第26条 本会の役員及び組長に対する報酬は、毎年度予算の定めるところにより支払うものとする。

第7章 その他の会議

(東黒部運営委員会)

(趣旨)

第27条 東黒部地区の運営を民主的に行い、地域社会づくりを推進するために、東黒部運営委員会(以下「運営委員会」という)を置く。

(構成)

第28条 運営委員会は、協議会役員、部会長及び各種団体等より選出された代表者で構成する。

2) 運営委員会の委員長は会長、副委員長には副会長がこれに当たる。

第29条 運営委員会は、委員長が招集する。

(会議運営)

第30条 運営委員会の議長は会長が務め、以下の内容について協議し運営するものとする。

- (1) 自治会部会に関する事
- (2) 福祉部会に関する事
- (3) 公民館部会に関する事
- (4) 安全防災部会に関する事
- (5) 環境部会に関する事
- (6) 委員長が必要と認めた事

(各部会の構成)

第31条 協議会に次の部会を置く。また部会は東黒部地区で活動する各種団体等及び構成員より選出された者で構成する。

- (1) 地区の単位自治会等で構成される自治会部会
- (2) 地区住民の健康、福祉に関する福祉部会
- (3) 地区の公民館活動に関する公民館部会
- (4) 地区住民の安心、安全に関する安全防災部会
- (5) 地区の環境整備に関する環境部会

2) 各部会の構成する者の中から各部会の長を選出する。

(部会の役割)

第32条 部会は第2条の目的を達成する事業の企画、調整及び執行を担う。

2) 部会の会議は部会長が必要に応じて招集し、次の各号について協議する。

- (1) 各部会の事業計画及び予算に関する事。
- (2) 各部会の実績報告及び決算に関する事。
- (3) 自治会部会は、基本協定書に関する事。
- (4) その他部会運営等に関する事。

附則

(施行期日)

1. この会則は、令和3年5月7日(總會の日)から施行し、令和3年4月1日から適用する。
2. 東黒部地区連合自治会、東黒部まちづくり協議会に係る一切の権利、財産等は、東黒部住民自治協議会が継承するものとする。
3. 東黒部地区連合自治会 会則、東黒部まちづくり協議会 会則は廃止する。

第2号議案 令和3年度 東黒部住民自治協議会 役員

役 職	候 補 者	選出地区
会 長	鈴木 弘之	川原自治会長
副 会 長	高畑 治	南出自治会長
〃	中西 和久	奥浜自治会長
〃 (会計)	神戸 義彦	東三自治会長
〃	南 康司	南六自治会長
書 記	西原 久雄	公民館長
書 記	世古 茂	協議会事務局
監 事	三好 徹哉	1番組 組長
	鈴木 勘一	11番組 組長
	小倉 勝之	出間町 組長

第3号議案

令和3年度 事業計画 について

令和3年4月1日～4年3月31日

・はじめに、当自治協議会会則に定める目的、事業及び行事の

1. 環境整備のための必要な事業（各種土木、耕地事業を含む）の推進
2. 福祉安定のため必要な事業
3. 相互扶助を目的とした事業
4. 社会教育の充実

を行い、親睦融和、民意の市政への反映をはかり、地域の発展を推進します。

時 期	予 定 事 業	場 所	備 考
毎月	東黒部住民自治協議会 役員会	市民センター	
4月6日	東黒部小学校入学式	東黒部小学校	教 育
3日	さくらまつり前日準備	二十五柱神社	伝統行事
4日	第23回さくらまつり	二十五柱神社	伝統行事
9日	東黒部住民自治協議会 会計監査	市民センター	自治協議会
5月7日	東黒部地区連合自治会 総会	ふれあい会館	自治協議会
13日	福祉配食サービス	ふれあい会館	福 祉
23日	第1回中の川堤防草刈り	中の川堤防	自治協議会
5月下旬	環境改善要望現地視察	地区内一円	生活環境
6月上旬	地区内 一斉消毒（除虫）	各地区	生活環境
10日	福祉配食サービス	ふれあい会館	福 祉
上旬	東部中地区青少年育成会 総会	担当地区	生活環境
上～中旬	環境改善要望回答	地区内一円	生活環境
中～下旬	福祉会視察研修		福 祉
7月2日	東黒部住民自治協議会 組長会	ふれあい会館	自治協議会
7月4日	第2回中の川堤防草刈り	中の川堤防	自治協議会
8日	福祉配食サービス	ふれあい会館	福 祉
中～下旬	道路整備（砕石散布）	各 地 区	生活環境
7/19～8/19	夏休み夜間パトロール開始	地区内一円	安 全
8月5日	福祉配食サービス	ふれあい会館	福 祉
6日	東黒部住民自治協議会 組長会	ふれあい会館	自治協議会
14日	盆踊り大会	二十五柱神社	伝統行事
19日	夏休み夜間パトロール終了	地区内一円	安 全
9月5日	二十五柱神社境内の清掃	二十五柱神社	生活環境
9日	福祉配食サービス	ふれあい会館	福 祉
18日	地区市民体育祭	東黒部小学校	公民館
23日	第3回中の川堤防草刈り	中の川堤防	自治協議会
10月上旬	防災訓練	東黒部小学校	安 全
7日	長寿を讀える集い・福祉配食サービス	ふれあい会館	福 祉
24日	軽スポーツ大会	東黒部小学校	公民館
11月5日	東黒部住民自治協議会 組長会	ふれあい会館	自治協議会
11日	福祉配食サービス	ふれあい会館	福 祉
14日	文化祭	東黒部小学校	教 育
27日	第4回中の川堤防草刈り	中の川堤防	自治協議会
12月9日	福祉配食サービス	ふれあい会館	福 祉
1月28日	東黒部住民自治協議会 組長会	ふれあい会館	自治協議会
1月下旬	土木要望（道路確認、砕石など）	各 地 区	生活環境
2月10日	福祉配食サービス	ふれあい会館	福 祉
2月25日	東黒部住民自治協議会 組長会（反省会）	ふれあい会館	自治協議会
3月10日	福祉配食サービス	ふれあい会館	福 祉
18日	新組長会・新公民館委員会	ふれあい会館	自治協議会
5, 7, 10, 12月	赤い羽根・各種募金参加	市、社会福祉協議会	福 祉

※役員会、自治会長・組長会の開催は、事業内容を勘案し、日時を変更する場合がある。

第4号議案 令和3年度 東黒部住民自治協議会 収支計画

令和3年4月1日～4年3月31日

収入の部		[単位：円]
項 目	本年度予算額	備 考
1. 繰越金	1,270,000	
2. 会費	2,300,000	自治会費・医療法人まとかた
3. 手数料	1,560,000	市県手数料・市事務交付金等
4. 住民協議会活動交付金	1,574,000	住民自治協議会連合会より
5. 社協	350,000	
6. 補助金	120,000	資源物回収補助金等
7. 寄付金	270,000	JA松阪
8. 雑収入	40,000	二十五柱神社負担金・預金利子等
9. 保険料	12,000	
合 計	7,496,000	

支出の部		[単位：円]
項 目	本年度予算額	備 考
1. 需要費	50,000	消耗品
2. 諸手当	930,000	役員・組長・監事手当
3. 交通費	20,000	
4. 交際費	20,000	慶弔費
5. 防犯灯費	780,000	電気料金・防犯灯改修費等
6. 研修補助費	30,000	研修視察
7. 会議費	50,000	組長反省会
8. 各部会助成費	3,070,000	各部会等へ
自治部会	200,000	うち交付金 90,000円
福祉部会	600,000	うち交付金 224,000円
公民館部会	650,000	うち交付金 130,000円
環境部会	750,000	うち交付金 330,000円
安全防災部会	270,000	うち交付金 200,000円
事務局手当	600,000	うち交付金 600,000円
9. 各会助成費	675,000	
ことぶき会	50,000	
消防団	525,000	
楽 童	50,000	
P T A	50,000	
10. 土木事業推進費	30,000	要望工事現地視察
11. 地区行事費	50,000	盆踊り・さくらまつり
12. 環境衛生費	60,000	消毒用薬代
13. 雑費	31,000	
14. 各種募金費	500,000	日赤募金・歳末助合・赤い羽根・社協・育成会
15. ふれあい会館維持費	600,000	電気・水道・電話・ガス代
16. 災害対策費	100,000	非常食 災害に備えて
17. 事務分配費	100,000	資源物回収補助金（各地区に分配）
18. 予備費	400,000	
合 計	7,496,000	